

## 水道料金調定・公営企業会計システム賃貸借等契約事業者選定実施要領

### 1 趣旨

この要領は、渋川市上下水道事業において使用する水道料金調定・公営企業会計システムを借り受けるに当たり、機能及び価格を総合的に評価するプロポーザル方式で事業者選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務内容

別紙「水道料金調定・公営企業会計システム賃貸借等契約仕様書（以下、「仕様書」という。）及び「水道料金調定・公営企業会計システム賃貸借等契約機能要求水準書」（以下、「機能要求水準書」という。）のとおり

#### (2) 賃貸借期間

令和9年10月1日から令和14年9月30日まで

#### (3) 予算概要

金121,440,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

また、提案価格見積書の金額は、この金額を超えてはならないものとする。

### 3 事業者選定の流れ

#### (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

#### (2) 事業者選定スケジュール等

| 日付           | 内容                       |
|--------------|--------------------------|
| 令和8年7月24日    | 入札審査会①(基本方針、審査委員会設置要綱付議) |
| 令和8年8月18日    | 第1回審査委員会                 |
| 令和8年9月25日    | 入札審査会②(実施要領、募集要項、審査基準付議) |
| 令和8年10月2日    | プロポーザル公告（市ホームページ掲載）      |
| 令和8年10月23日   | 賃貸借等契約提案書作成に係る質問書の受付期限   |
| 令和8年10月30日   | 賃貸借等契約提案書作成に係る質問書の回答期限   |
| 令和8年11月4日    | 参加申込書の提出期限               |
| 令和8年11月13日予定 | 第2回審査委員会（1次審査）           |
| 令和8年11月20日予定 | 第1次審査結果通知の発送             |
| 令和8年12月18日予定 | 賃貸借等契約提案書及び提案価格見積書の提出期限  |
| 令和8年12月22日予定 | 第3回審査委員会（2次審査）           |

| 日付             | 内容           |
|----------------|--------------|
| 令和8年12月23日予定   | 第4回審査委員会     |
| 令和9年1月5日予定     | 第2次審査結果通知の発送 |
| 令和9年1月15日予定    | 契約前交渉        |
| 令和9年2月5日予定     | 契約締結         |
| 契約締結～令和9年9月30日 | 引継ぎ期間        |
| 令和9年10月1日      | 業務開始         |

#### 4 応募方法

##### (1) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、以下の資料を提出することとする。

##### (2) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 財務状況確認書（様式第3号）

エ 登記事項証明書

※申請日前3か月以内に証明されたものに限る（コピー可）。

オ 各種納税証明書

（ア） 「法人税（申告所得税）」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書（納税証明書その3の3）

（イ） 事業所所在地の法人市町村民税について未納税額のないことの証明書  
※いずれも申請日前3か月以内に証明されたものに限る（コピー可）。

##### (3) 提出先、提出方法及び提出期限

ア 提出先

〒377-0007 渋川市石原6番地1 渋川市上下水道局水道課

イ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留あるいは簡易書留にて郵送することとする。

ウ 提出期限

令和8年11月4日（水）正午 必着

#### 5 賃貸借等契約提案書等の提出

第2次審査の対象者は、仕様書及び機能要求水準書に基づき下記提出書類等を作成することとする。

##### (1) 提出書類

ア 賃貸借等契約提案書（任意様式）（以下、「提案書」という。）

イ 提案価格見積書（任意様式）（以下、「見積書」という。）

（２） 提案書及び見積書の様式及び部数

提案書は、A４版（図など一部A３版の折り込み可）で５０ページ以内とし、文字サイズは、１２ポイント以上とする。提出部数は、正本１部、副本８部とする。

見積書は、見積の内訳書を添付の上、１部提出すること。

（３） 記入上の注意事項

提案書は、「水道料金調定・公営企業会計システム賃貸借等契約審査基準（以下「審査基準」という。）」の別紙「審査基準表」の項目の順に項目立てして記入すること。

また、提案書に記入した内容は、見積書の金額の範囲内で実施可能なものとする。

（４） 提出先、提出方法及び提出期限

ア 提出先

〒 377-0007 渋川市石原 6 番地 1 渋川市上下水道局水道課

イ 提出方法

持参とし、郵送は不可とする。

ウ 提出期限

第１次審査の結果とあわせて通知する。

（５） 質疑・回答

ア 提案書作成に係る質問がある場合は、質問書（様式第４号）により電子メール（suidou-kanri@city.shibukawa.gunma.jp）にて質問すること。

イ 質問の受付期限は、令和８年１０月２３日（金）午後５時までとする。

ウ 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わない。

なお、全ての事業者に対し、全ての質問に対する回答を電子メールにより令和８年１０月３０日（金）午後５時までに行うものとする。

## 6 審査方法

（１） 審査委員会の委員構成

企画提案内容等を審査するために、水道料金調定・公営企業会計システム賃貸借等契約事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。委員構成については、審査委員会設置要綱による。

（２） 審査項目

審査基準のとおり

（３） 審査概要

ア 第1次審査

(ア) 実施方法

第1次審査は、書類審査とする。審査は、審査委員会が行う。

(イ) 審査の項目及び配点

審査の項目及び配点は、以下のとおりとする。

| 審査項目   |                | 配点 |
|--------|----------------|----|
| ア 企業評価 | (ア) 会社概要及び財務状況 | 10 |
|        | (イ) 品質セキュリティ認証 | 10 |
|        | (ウ) 導入実績       | 20 |
| 合計     |                | 40 |

(ウ) 審査結果の通知

審査結果については、第1次審査参加者全員に書面にて通知する。

イ 第2次審査

第2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングとする。審査は、審査委員会が審査基準に基づき行うため、審査基準表の項目順に行うことを基本とする。対象者は、第1次審査の上位4者とする。

なお、審査は対象者が1者でも実施する。

(ア) 日時及び場所

書面にて第2次審査の対象者のみに通知する。

プレゼンテーションを行う順番は、参加申込書の受理順とする。

(イ) 実施時間

プレゼンテーションは、各事業者40分以内とし、その後ヒアリングを行う。

(ウ) 実施方法

自由形式とし、電子機器を使用して行うことができる。プロジェクターを使用する場合は、スクリーンのみ渋川市上下水道事業（以下、「発注者」という。）が準備することとし、パソコン及びプロジェクターは、各事業者が持参すること。

なお、インターネット接続する場合は、モバイル接続機器を各事業者が持参すること。

(エ) 出席者及び人数

提案書等の内容を熟知している5名までとし、うち1名については、業務責任者とする。

(オ) 審査の項目及び配点

審査の項目及び配点は、以下のとおりとする。

| 審査項目       |                       | 配点  |
|------------|-----------------------|-----|
| ア 提案力      | 提案内容の具体性・有効性          | 40  |
| イ 業務適合性    | (ア) 業務適合性             | 10  |
|            | (イ) 操作性               | 30  |
|            | (ウ) ソフトウェア管理者補助       | 10  |
|            | (エ) 業務効率化機能           | 30  |
| ウ システム要件   | (ア) ハードウェア要件          | 20  |
|            | (イ) ソフトウェア要件          | 20  |
|            | (ウ) データセンター・ネットワーク要件  | 20  |
|            | (エ) セキュリティ要件          | 20  |
| エ 開発       | (ア) スケジュール            | 20  |
|            | (イ) 開発体制              | 20  |
|            | (ウ) 構築・設定作業           | 20  |
| オ システム移行   | (ア) スケジュール            | 20  |
|            | (イ) データ移行時における基本的な考え方 | 40  |
|            | (ウ) 各種テスト             | 30  |
| カ 運用保守要件   | (ア) 操作者研修             | 20  |
|            | (イ) 保守体制・内容           | 40  |
|            | (ウ) サポート・バージョンアップ対応   | 20  |
| キ 電算処理業務要件 | 帳票印刷委託                | 10  |
| ク 価格評価     | 見積価格                  | 120 |
| 合計         |                       | 560 |

#### (カ) 審査結果の通知

審査結果については、第2次審査参加者全員に書面にて通知する。第1次審査及び第2次審査の合計得点が最も高い者を、発注者との契約締結に向け優先交渉権の資格を有する者（以下、「優先交渉権者」という。）とする。

また、渋川市の公式ホームページに、優先交渉権者の名称及び採点結果を掲載する。

## 7 契約の締結

発注者は優先交渉権者と協議し、契約締結に向けた交渉を行うものとする。た

だし、当該協議が整わなかった場合には、次点の者と協議を行うこととする。

なお、優先交渉権者は協議内容を取りまとめ、発注者に提出するものとする。

#### 8 企画・提案に瑕疵がある場合（失格条件）

参加事業者及び受注者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、参加資格又は受注者の決定を取り消しすることとする。

- (1) 参加申込書、提案書等の提出方法、提出先、提出期間等に適合しない場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合。ただし、公共交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できなかった場合で、あらかじめ募集要項記載の問合せ先へ連絡があり、かつ遅延証明書等を提出したときは当日の指定する時間への繰り下げ等を行うことがある。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有することが判明した場合
- (6) その他本件に関して公正性及び公平性を損なうと認められる場合

#### 9 各関係法令等の遵守

参加事業者は、参加申込書（様式第1号）の提出により、本件プロポーザルの実施要領を遵守することを誓約するものとみなす。

また、参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、「8 企画・提案に瑕疵がある場合（失格条件）」に準じて取扱うこととする。